

e-Tax の接続障害による個別延長手続に関する F A Q

令和4年3月14日(月)から、e-Taxの接続障害が断続的に発生したため、令和3年分の申告所得税及び贈与税の確定申告等の期限である令和4年3月15日(火)までにe-Taxで提出できなかつた方は、令和4年4月15日(金)までの間、申告・納付期限の延長を申請することができます。

つきましては、その際の手続等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

納税者の皆様にご不便をおかけすることとなり、心よりお詫びを申し上げます。

目 次

- 問1. 令和3年分の確定申告をこれから行う場合
- 問2. e-Taxの接続障害により確定申告書を訂正できなかつた場合
- 問3. 青色申告特別控除65万円の取扱い
- 問4. 受付結果の確認方法
- 問5. 令和3年分以外の確定申告について
- 問6. 預貯金口座からの振替日について

問1.《令和3年分の確定申告をこれから行う場合》

令和4年3月14日（月）から断続的に発生したe-Taxの接続障害により、期限である令和4年3月15日（火）までにe-Taxで確定申告書等を送信することができなかった場合、個別延長の適用を受けることはできますか。

- 令和3年分の申告所得税、贈与税の確定申告については、e-Taxの接続障害により、令和4年3月15日（火）の期限までにe-Taxで確定申告書等を送信することができなかった方については、同年4月15日（金）まで、申告・納付期限を延長することができます。
- 延長する場合は、別途「延長申請書」を作成して提出していただく必要はなく、所定の欄に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」といった文言を付記し、令和4年4月15日（金）までにe-Taxにより提出いただくことで延長することができます。（注）
(注) この方法により個別延長を許可する場合には、「災害による申告、納付等の期限延長通知書」の送付等による期限延長を許可する旨の通知は行わないこととしています。

（参考）e-Taxの接続障害による期限延長手続の方法

➤ 所得税等に関する申請手続の具体的な方法

- なお、申告期限及び納付期限は、令和4年4月15日（金）となります。

※ 申告書等の余白に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」といった文言を付記し、書面により提出いただくことでも延長することができます。ただし、65万円の青色申告特別控除の適用を受ける場合は、e-Taxで提出する必要があります。

※ 延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納付の猶予制度を適用できる場合があります。適用を受けるためには、税務署に申請手続が必要になりますので、まずは、管轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

問2.《e-Tax の接続障害により確定申告書を訂正できなかった場合》

既に令和3年分の確定申告書を提出しましたが、計算等に誤りがあったため、令和4年3月14日（月）に訂正した確定申告書をe-Taxで提出しようとしたところ、接続障害により送信できませんでした。どのような方法で確定申告書の訂正を行えばいいですか。

- 既に令和3年分の確定申告書を提出しており、令和4年3月14日（月）及び期限である同年3月15日（火）にe-Taxの接続障害により、訂正した確定申告書をe-Taxで提出することができなかつた場合は、同年3月16日（水）から4月15日（金）までの間に、所定の欄に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」と記載してe-Taxにより提出していただくことで、確定申告書の訂正を行うことができます（期限内に提出があつたものとして取り扱います。）。（注）
(注) この方法により期限延長を許可する場合には、「災害による申告、納付等の期限延長通知書」の送付等による期限延長を許可する旨の通知は行わないこととしています。
- なお、令和4年4月16日（土）以降に訂正した申告書を提出した場合は、「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」と記載していただいても、確定申告書の訂正を行うことはできません（「修正申告」等の手続となります。）。

※ 申告書等の余白に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」といった文言を付記し、書面により提出いただくことでも延長することができます。ただし、65万円の青色申告特別控除の適用を受ける場合は、e-Taxで提出する必要があります。

問3.《青色申告特別控除 65万円の取扱い》

65万円の青色申告特別控除の要件として、e-Taxで送信することが必要ですが、e-Taxの接続障害により送信できなかつた場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることはできますか。

- 令和3年分確定申告において、65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、55万円の青色申告特別控除の要件を満たした上で、①e-Taxによる申告又は②令和2年9月30日までに税務署長による承認を受けた上で、仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存を行っている必要があります。
- そのため、e-Taxの接続障害により申告書の提出ができなかつた場合、65万円の青色申告特別控除の適用を受けられる方は、「e-Taxの障害による申告・納付期限の延長申請」と記載した申告書を、令和4年4月15日（金）までにe-Taxで提出していただくことで65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。
- なお、e-Taxの接続障害により送信ができなかつたため、e-Taxで提出せずに、書面で青色申告特別控除を55万円として提出した場合であっても、令和4年4月15日（金）までに「e-Taxの障害による申告・納付期限の延長申請」と記載した申告書を、e-Taxで提出していただければ、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

問4.《受付結果の確認方法》

令和4年3月15日(火)に送信したが、自分の申告書が申告期限内に受信されているかを確認するにはどうすればよいですか。確認の結果、エラーだった場合はどうすればよいですか。

- e-Taxにより申告した場合は、メッセージボックスを確認することで、送信した申告データが正常に受信されたかを確認することができます。

メッセージボックスで受付結果を確認した際、エラー情報が表示されている場合は、エラーの内容を確認し、訂正等を行った上で、令和4年4月15日(金)までに「e-Taxの障害による申告・納付期限の延長申請」と記載した申告書を、再度e-Taxで送信していただければ、期限内に提出があったものとして取り扱うこととしております。

(参考) [送信した申告等データの確認方法](#) (e-Taxホームページ)

- また、令和4年3月16日(水)以降に受信されていた場合で、特記事項欄に何も記載していないかった場合には、同年4月15日(金)までに「e-Taxの障害による申告・納付期限の延長申請」と記載した申告書を、再度e-Taxで送信していただければ、期限内に提出があったものとして取り扱うこととしております。

問5.《令和3年分以外の確定申告について》

令和3年分以外の確定申告はe-Taxの接続障害による延長の対象となりますか。

- 令和4年3月14日(月)から断続的に発生したe-Taxの接続障害については、令和4年3月14日(月)から同年3月18日(金)の間に期限が到来する申告等が延長の対象となります(また、更正の請求や所得税の青色申告承認申請等の申告以外の届出や申請についても、延長の対象となります。)。
- 例えば、**令和2年分**の確定申告の期限は、令和3年4月15日(木)であったため、「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」と記載していただいても、延長の対象となりません。

問6.《預貯金口座からの振替日について》

e-Tax の接続障害による個別延長をした場合、預貯金口座からの振替日はいつになりますか。

- e-Tax の接続障害による個別延長により、令和4年4月15日（金）までに申告された方の預貯金口座からの振替日は次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税 : 令和4年5月31日（火）

(注) 消費税（個人事業主）については、期限延長の対象とはなりませんので、令和4年3月31日（木）までに申告・納付をお願いします。